

# 非化石価値取引について

2026年3月4日

資源エネルギー庁

# 本日の御議論

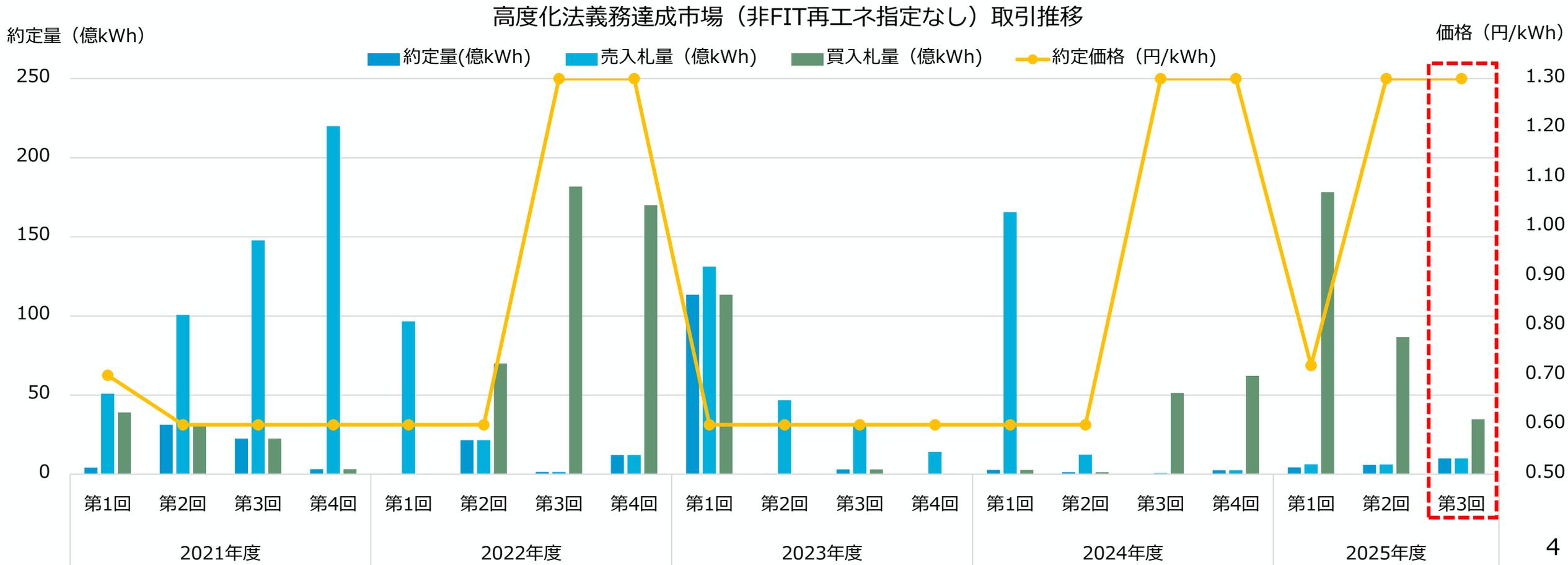
- 今回は、まず2025年度第3回オークションの結果をご報告させていただく。
- また、前回に引き続き、非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格のあり方）について、御議論いただきたい。

# 1 2025年度第3回オークション結果

2 非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格）

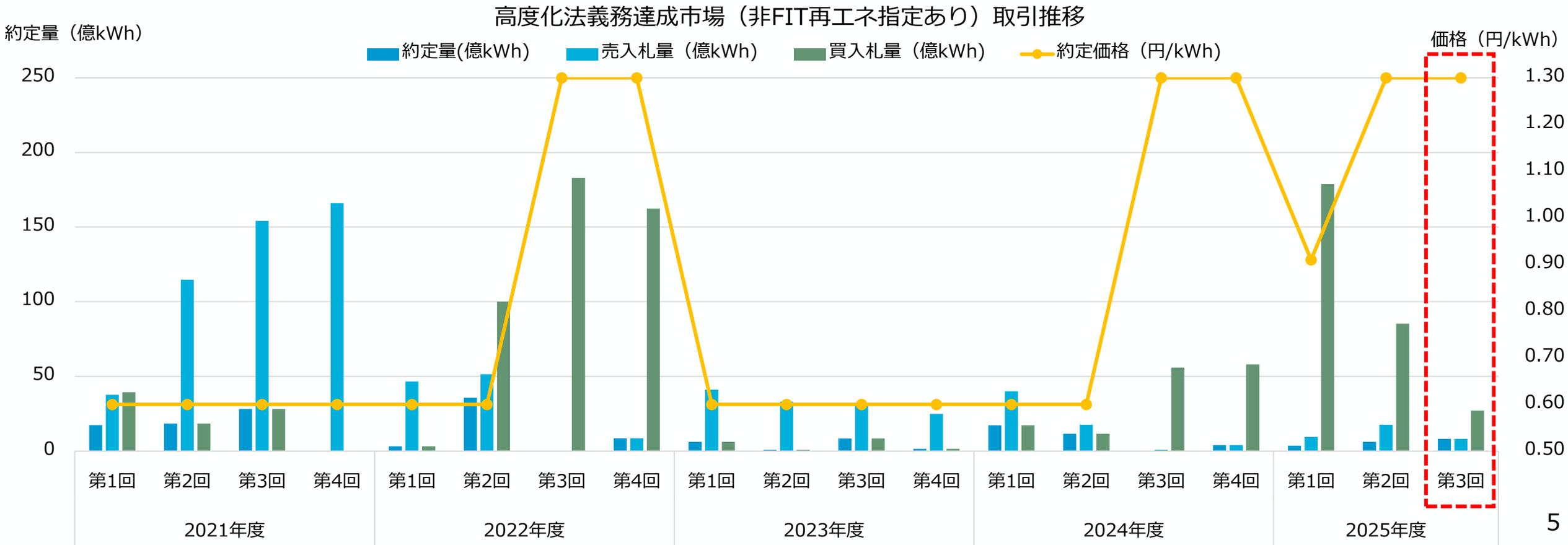
# 高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定なし）

- 第2回オークションと比較すると買入札量は大幅に減少（87億kWh ⇒ 35億kWh）した。
- 売入札量は増加（6億kWh ⇒ 10億kWh）したが、買入札量に対して少ない状態が続いている。
- 約定価格は、第2回オークションに引き続き、上限価格（1.3円/kWh）に張り付く結果となった。



# 高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり）

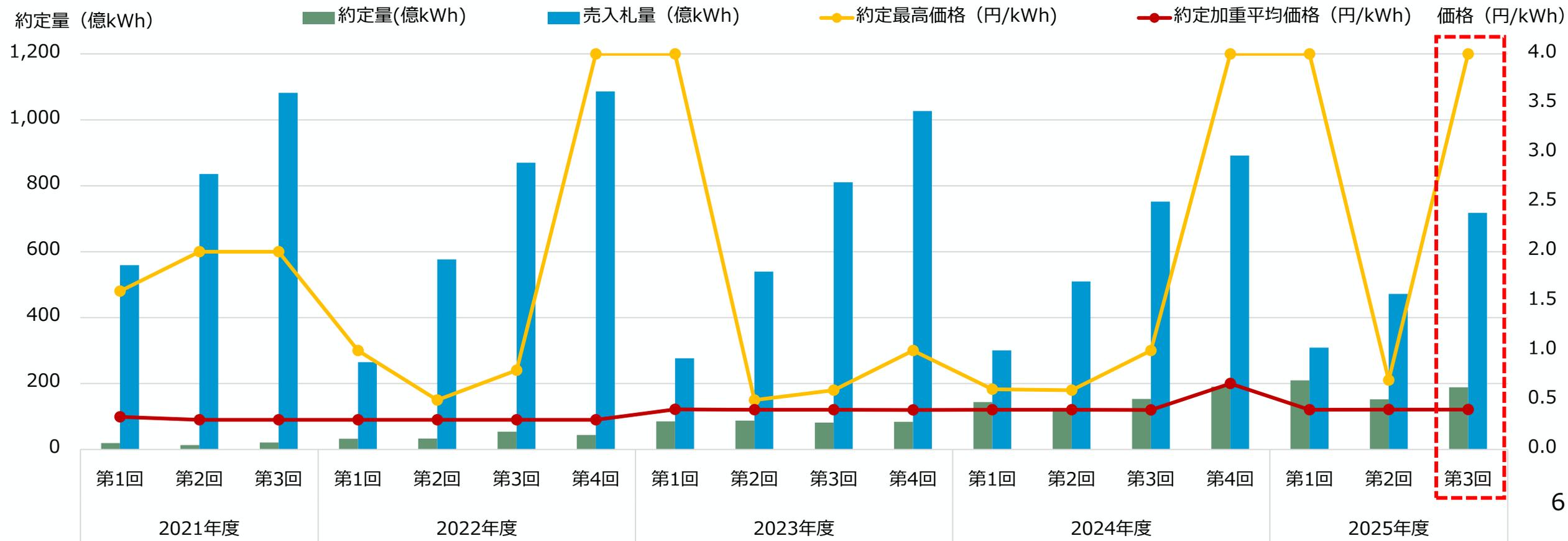
- 第2回オークションと比較すると買入札量は大幅に減少（85億kWh ⇒ 27億kWh）した。
- 売入札量は前回から大幅に減少（18億kWh ⇒ 8億kWh）し、買入札量に対して少ない状態が継続している。
- 約定価格は、第2回オークションに引き続き、上限価格（1.3円/kWh）に張り付く結果となった。



# 再エネ価値取引市場（FIT）

- 売入札量はこれまでの第3回オークションと比較すると最も少ない（718億kWh）結果となった。FIT証書の売札は、その年度のこれまでのオークションにおける未約定札が繰り越されるが、今年度においては、第1回および第2回の約定量の増加により、第3回目に繰り越される売入札量が減少したためと考えられる。
- 約定量は前年度の第3回オークションの約定量と比較すると約20%増加（153億kWh ⇒ 189億kWh）した。

再エネ価値取引市場 取引推移



# 2025年度におけるFIT証書の代替調達の発動有無

- 前々回のTF（第109回）で、2025年度の想定需給バランスが1.0を下回る可能性を示したが、2025年度においても、2024年度と同様に、代替調達の発動が必要となる可能性がある。
- FIT証書の代替調達の発動タイミングは最終オークション前の4月に発動有無を判断することとされているため、今後、第2回の需給バランスアンケートを実施し（3月実施予定）、判断指標となる需給バランス見込みを把握する。**

## 想定需給バランスのシミュレーション

第109回制度検討作業部会  
(2025年12月12日) 資料3

- アンケートの結果も踏まえ、**2025年度の想定需給バランスのシミュレーションを実施。その結果、需給バランスは、1を下回る可能性がある。**



※1 未回答事業者および高度化法対象外の事業者は除く  
 ※2 未確定分の非FIT非化石証書の発行量（8月発電分以降）は各社の想定値  
 ※3 今後の想定需給バランスは、未確定分（8月発電分以降）の想定値の考え方について各社で様々であることが想定されるところ、アンケート結果のみならず、事務局において現時点で活用可能なデータを元に推計した値も含めて、一定の幅を持たせてお示ししている。推計値は、需要側はアンケート結果に基づく事業者の調達予定量とJEPXの取引実績から、供給側は非FIT証書の認定実績から今後の認定見込量を試算し、内部取引量など必要な控除を行ったうえで算出した。

## 発動のタイミング・条件（案）

第79回制度検討作業部会  
(2023年5月25日) 資料6

- 発動タイミングは、最終オークション前の4月に発動有無を判断する。
- 発動有無の判断指標となる需給バランス見込みは、3月実施予定の事業者アンケートの調達必要量と証書供給余力を元に試算する。
- 他方で、最終オークション前に発動有無を判断することにより、買い手が再エネ価値取引市場に流れ、本来、高度化法の履行手段として用いられるべき非FIT証書に余剰が生じてしまうことは、高度化法の趣旨にも反すると考えられる。
- そのため、非FIT最終オークションにおいて、必要調達量を第三回オークションにおける非FIT証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを代替調達の条件とする。

	2023年												2024年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
非FITオークション								#1			#2				#3			#4						
FITオークション								#1			#2				#3			#4 代替調達は最終オークションでのみ実施可能						
代替調達実施判断																	★需給バランス見込みを踏まえ決定							
①事業者アンケート										第1回						第2回								
②JEPXへの口座登録								第1回			第2回			第3回			第4回							■現状
③発電電月報								第1回			第2回			第3回			第4回							

- 1 2025年度第3回オークション結果
- 2 **非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格）**

# 前回（第110回TF）の御議論

- 前回の本作業部会（第110回）においては、今後の需要家の環境価値へのニーズに応えるためにも、長期脱炭素電源オークションやFIT/FIP制度など、様々な施策を組み合わせることで非化石電源の維持・拡大を推進していくことを前提としながら、高度化法や非化石証書制度においても、小売電気事業者や需要家の負担に配慮しつつ、非化石電源の維持・拡大が進む方向に、制度を見直していくことが重要であるという基本的な考え方のもと、第3フェーズ（2026年度～2028年度）における各市場の上下限価格の方向性（具体的には以下）についてお示しをし、御議論を頂いた。

## ➤ 再エネ価値取引市場（FIT証書市場）

- FIT証書を安価に調達できることで、PPAのインセンティブを阻害する要因となっているという指摘や、非FIT証書の環境価値を需要家に対して訴求しづらくなっているという指摘を踏まえて、今後、段階的な下限価格の見直しや、上限価格の是非などについて検討する。

## ➤ 高度化法義務達成市場（非FIT証書市場）

- GX-ETSによる火力発電の燃料転換や効率改善へのインセンティブの水準とのバランスや足下の物価状況などを踏まえつつ、下限価格のあり方を検討する。
- その際、経過措置料金の在り方等に関する検討の状況も見つつ、義務対象者である小売電気事業者が過大な負担を負うことがないように、十分な周知・準備期間を設けるなど、事業環境が急激に変わることがないように工夫も併せて講じる。
- 他方、非FIT証書市場が、高度化法に基づく義務達成の市場であることを考えると、実質的に事業者の負担上限を規定する上限価格については、当分の間、現在の水準を維持することが適当。

# (参考) 委員・オブザーバーの御意見 (1 / 3)

## (再エネ価値取引市場 (FIT証書市場))

- 再エネ価値取引市場の価格差について、片方の市場だけ引き上げると価格差が増大してしまうので、小売電気事業者の費用回収やPPAへの影響を考えると、非FITの価格を少し上げて、再エネ価値取引市場の価格も少し上げて、その価格差があまり変わらないようにしておくことが、短期的な対応と思う。
- 段階的な下限価格の見直し、上限価格の是非について検討していくことに異論無し。

## (高度化法義務達成市場 (非FIT証書市場))

- 今後非化石価値の需給のギャップが拡大する可能性を踏まえて、またそういった事態を回避するため、リスクヘッジの意味も含めて、上下限価格に対して、制度面での一定の対応が必要と受け止めている。その中でも小売への負担に十分配慮した上で、特に非FITの推移を踏まえると、下限価格が非化石電源の持続的な導入拡大の下支えの水準となっているのか、丁寧に検証することが重要。その上で、今後の下限価格の見直しについて議論を深めることが必要。
- 非FIT証書の市場の大半は、大型水力や原子力など市場導入前に建設された電源由来のものと認識している。非FIT証書の上下限価格の引上げを検討する際には、これら既存電源の維持に証書収入の引上げが必要なのか、示していくことが重要。

# (参考) 委員・オブザーバーの御意見 (2/3)

## (GX-ETSによるインセンティブの水準とのバランスや足下の物価状況)

- 上下限価格を需要家の環境価値へのニーズのために、非化石電源の維持、拡大を進める方向性への見直しには賛同する。非FITは下限価格に貼り付きやすいという現状と、今回需給バランスを固定することを踏まえると、下限価格の見直しは重要と感じている。**物価上昇を踏まえた補正は必要**。それに応じて下限価格を上げることが望ましいと考える。
- 下限価格の在り方は市場状況だけでなく**相対契約の状況やETS制度との平仄も考慮する必要**。
- 上下限価格に関しては、ETSの制度設計が基本的に終わっている中で、ETSの上下限価格は年率3%で上昇させつつ、さらに物価調整項がある。少なくとも、これに近い水準感を意識する必要がある。また、こうした年率の上昇や調整項を入れなくて良いのか、検討を深めていただきたい。
- 高度化法とETSの整理についても、当面の間維持することは承知。**両制度の整合性は重要**。インフレ反映のスキームなどとも整合性の取れた非化石市場の設計に期待。
- 非化石電源の維持拡大のために、上下限価格を見直す方向性に賛成。**下限価格の水準は、昨今の急激な物価の変動や、経済環境が大きく変化する中においても、非化石電源の維持拡大を直接促すことが重要**。ETSなど関連する環境価値の動向も適宜確認しながら、可能な限り2026年度に間に合うように検討を深めて貰いたい。
- ETSは、kWh価格の上昇を通じて、小売電気事業者の負担が増加する。これに高度化法の負担も合わせて、需要家は2つの制度のコストを負担する可能性があると考え。カーボンプライシングの効果を明確にするためにも、制度間の重複を避けて、規制体系の効率化を検討して欲しい。

# (参考) 委員・オブザーバーの御意見 (3 / 3)

## (予見可能性の確保や事業環境の変化への配慮)

- 上下限価格の見直しは、小売の負担の在り方について、経過措置料金における非化石価値の価格転嫁に関する今後の方向性との整合性を取りながら、上下限価格の見直しを制度全体でどのように整理するかという視点も重要。
- 小売電気事業者への過大な負担を生じさせないためにも、経過措置料金に柔軟に価格転嫁が出来る仕組みが必要。
- 経過措置料金への価格転嫁についても、上下限価格の議論に劣後しないようなスケジュール感で検討を進めて欲しい。
- 上下限価格の見直しについては、需要家への影響もあるので、段階的かつ十分な準備期間をお願いしたい。
- 上下限価格の水準感を決定するにあたっては、脱炭素電源の維持拡大のインセンティブと、適正なバランスを見極めて、小売電気事業者、需要家にとって急激な負担の上昇を招かないよう丁寧な議論をお願いしたい。
- 上下限価格について、どの程度の価格であれば、需要家のコスト負担が可能なのか、世の中全体の脱炭素化を持続的にしていくためにも重要。
- 制度に起因するコスト負担が年々増加していく中で、特に事業規模の小さい新電力にとっては、影響が厳しい状況になっている。より詳細に分析した上での深掘りした議論をお願いしたい。
- 非化石市場の上下限価格、特に非FIT証書の価格設定は高度化法義務に伴う小売負担、ひいては需要家負担に直結するため、慎重な検討をお願いしたい。
- PPAの契約に資するという観点から、ETSのように中長期的な非化石価値の見通しを示すことも一案ではないか。

# (参考) 第110回TFにおける御議論 (1/3)

## 第3フェーズにおける上下限価格の方向性 (1/3)

第110回制度検討作業部会  
(令和8年1月23日) 資料5から

### <非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場・再エネ価値取引市場）の上下限価格>

- 前回の本作業部会では、第3フェーズ（2026年度～2028年度）における非化石価値取引市場の上下限価格のあり方に関し、これまでの上下限価格の経緯や取引状況の推移に加え、①脱炭素電源投資の重要性の高まり、②環境価値のニーズの高まり、③中長期の相対契約（PPA）の重要性の高まり等、④再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の特徴を踏まえた対応といった検討の視点をお示しした上で（p.12～14参照）、御議論を頂いた。
- 御議論の中では、主に非化石電源の維持・拡大を進めていく観点から、上下限価格の見直しの必要性が議論され、各市場における上下限価格を見直すことについて賛成の御意見が多かったが、その一方で、小売電気事業者や需要家の負担への配慮も必要との御意見も頂いた（p.15参照）。
- 加えて、非化石価値取引市場の上下限価格のあり方について議論していく際には、非化石電源の維持・拡大は、今後益々高まることが想定される需要家の環境価値へのニーズに応じていくためにも必要な取組であるという視点も重要となるのではないか。
- 今後、継続的に非化石電気に対するニーズが高まっていく中で、非化石電気に対する需給バランスが逆転するようなことになれば、環境価値が急騰することはもちろん、電源開発に一定のリードタイムが必要であることを考えると、供給側の制約により、需要家のニーズに応えられない事態が長期間継続するといったことが生じる可能性もある。
- 今後の需要家の環境価値へのニーズに応えるためにも、長期脱炭素電源オークションやFIT/FIP制度など、様々な施策を組み合わせ非化石電源の維持・拡大を推進していく必要があるが、高度化法や非化石証書制度においても、小売電気事業者や需要家の負担に配慮しつつ、非化石電源の維持・拡大が進む方向に、制度を見直していくことが重要ではないか。

# (参考) 第110回TFにおける御議論 (2/3)

第110回制度検討作業部会  
(令和8年1月23日) 資料5から

## 第3フェーズにおける上下限価格の方向性 (2/3)

### <再エネ価値取引市場 (FIT証書市場) の上下限価格>

- 再エネ価値取引市場は、再エネ価値へのアクセス向上を求める需要家のニーズに応える形で創設され、その価格水準は、グローバルな競争にさらされる需要家にとって、脱炭素化への取組状況が競争力に影響しかねない状況を踏まえ、引き下げてきた。こうした市場の整備や、需要家のGXに向けた機運の高まりなどにより、FIT証書の取引量は大きく増加している。
- その一方で、電気の環境価値を再エネ価値取引市場で安価に調達できることにより、我が国におけるPPAのインセンティブを阻害する要因となっているという指摘や、高度化法義務達成市場において取引されている非FIT証書の環境価値を需要家に対して訴求しづらいといった市場の歪みが生じているという指摘がある。
- 今後、FIP制度への移行やFITの調達期間の終了に伴い、FIT証書の供給量が徐々に減少していくことが想定されていることも併せて考えると、現在の価格でFIT証書を調達できる環境が、今後も維持され続けるとは言い難い。
- こうした中長期的な見通しを踏まえると、中長期的な需要家ニーズに対応していくためには、小売電気事業者や、需要家の負担への配慮を行いつつも、上述の市場の歪みを可能な限り是正し、非化石電気の維持・確保への投資が進み易い環境を整備していくことが必要となるのではないか。
- そうした観点から、今後、段階的な下限価格の見直しや、上限価格の是非などについて検討していくこととしてはどうか。

# (参考) 第110回TFにおける御議論 (3 / 3)

第110回制度検討作業部会  
(令和8年1月23日) 資料5から

## 第3フェーズにおける上下限価格の方向性 (3 / 3)

### <高度化法義務達成市場市場 (非FIT証書市場) の上下限価格>

- 非FIT証書市場についても同様に、非化石電源の維持・拡大が進む方向に制度を見直していくことが重要ではないか。  
例えば、前回、本作業部会において御意見をいただいたように、GX-ETSによる火力発電の燃料転換や効率改善へのインセンティブの水準とのバランスや足下の物価状況などを踏まえつつ、下限価格のあり方を検討することとしてはどうか。
- 他方で、非FIT証書市場が、高度化法に基づく義務達成の市場であることを考えると、実質的に事業者の負担上限を規定する上限価格については、当分の間、現在の水準を維持することが適当ではないか。
- また、今後、下限価格のあり方を検討する際には、経過措置料金の在り方等に関する検討の状況も見つつ、義務対象者である小売電気事業者が過大な負担を負うことがないよう、十分な周知・準備期間を設けるなど、事業環境が急激に変わることがないような工夫も併せて講じることも検討してはどうか。

# 上下限価格見直しの基本的な方向性

- 第3フェーズ（2026年度～2028年度）の各市場における上下限価格の価格水準は、これまで示した方向性および委員・オブザーバーの意見を踏まると、以下の点を考慮して検討することが重要。
  - ① 価格水準が非化石電源の維持・確保に資するものになっているか。
  - ② 事業者の予見可能性を確保できているか。
  - ③ 事業環境の変化に対する配慮がなされているか。
- ②や③の視点を踏まえると、足下、2026年度の各市場の上下限価格については、非化石証書の買い手である需要家や小売電気事業者における事業環境の変化に対する配慮を行う観点から、一定の準備期間を確保することとし、現行の価格水準を据え置くこととしてはどうか。
- また、事業者の予見可能性を確保する観点から、今回、2027年度・2028年度の各市場の上下限価格の具体的水準についても、御議論をいただきたい。

# 2027年度・2028年度のFIT証書市場の上下限価格

## <下限価格（現行：0.4円/kWh）>

- 現状、FIT証書市場の下限価格が非FIT証書市場の下限価格（現行：0.6円/kWh）よりも安価であることで、非FIT電源（FIPや非FIT/非FIPの再エネ、既存非化石など）の環境価値よりも、FIT電源の環境価値が優先して取引されるという状態が生じている。
- 今後、FIT電源の減少が見込まれる中で、需要家の環境価値へのニーズに応えるためにも、FIT証書と非FIT証書の価格のバランスを確保することが重要であることから、FIT証書市場の下限価格は、2027年度以降は非FIT証書市場の下限価格と同水準にすることとし、2027年度に現行の非FIT証書市場の下限価格（0.6円/kWh）まで引き上げることを基本としてはどうか。また、2028年度以降も非FIT証書市場の下限価格の水準と合わせることを基本としてはどうか。

## <上限価格（現行：4.0円/kWh）>

- FIT証書市場の上限価格は、非化石電源の維持・拡大に資するコーポレートPPA等の中長期の環境価値の取引において、需要家の価格受容性に影響を与え、取引の阻害要因となっているとの指摘がある。
- 加えて、FIT証書の販売収入は再エネ賦課金の低減に充てられるところ、今後FIT証書の需給バランスが逆転し、約定価格が上昇した場合、上限価格の存在により再エネ賦課金の低減効果が制限されるといった事態も想定される。
- 他方、現行制度上、非FIT証書の需給ひっ迫時に限り、小売電気事業者が、非FIT証書市場の上限価格以上で調達したFIT証書を高度化法義務履行の代替手段として活用可能としているところ、今後FIT証書の需給バランスが逆転すると、こうした代替手段としてのFIT証書の調達も困難となるリスクがある。また、FIT証書市場の市場価格は、こうした代替手段の活用コストとも関係し得る。
- そこで、FIT証書市場の上限価格は、「代替手段」のあり方についても検討を行ったうえで、第3フェーズ中に撤廃することとしてはどうか。

# (参考) 証書需給ひっ迫時の高度化法義務履行の代替手段

- 現行制度上、非FIT証書の需給ひっ迫時に限り、小売電気事業者が、非FIT証書の上限価格以上で調達したFIT証書を高度化法義務履行の代替手段として活用可能としている。
- こうした現行の代替手段は、**FIT証書は大幅に売入札に未約定が生じているため供給量としては十分であることや、FIT証書の購入費用は再エネ賦課金の低減に充てられ、結果的に国民負担の軽減に資する、**といった点を踏まえて決定されたもの。

第79回制度検討作業部会  
(2023年5月25日) 資料6から

第109回制度検討作業部会  
(令和7年12月12日) 資料3から

## 証書需給ひっ迫時の義務履行代替手段について

- 前回の制度検討作業部会では、非FIT証書の需給ひっ迫時における義務履行代替手段として、FIT証書の代替調達案をご提案し御議論いただいた。
- 前回の御意見を踏まえつつ、事務局側でより具体的な検討を進めたため、その内容を御報告させていただく。

項目	観点	方向性
1 発動のタイミング・条件 (案)	いつ判断するか、需給バランスはどのようなデータを元にしたように算出するか。前回TFにて「需給バランスが1を下回った場合」までは決定。	最終オークション前の4月に実施有無を判断する。需給バランスは3月実施予定の事業者アンケートの調達必要量と証書供給余力を元に試算する。なお、非FIT最終オークションにおいて、必要調達量を第3回オークションにおける非FIT証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを条件とする。
2 需給バランスの前提が崩れる可能性やその影響・対策	FIT市場：供給過多、非FIT市場：需要過多という前提を元にした代替手段であるが、当該前提が崩れる可能性はあるか。また、代替調達を実施された場合におけるFIT市場への影響について。	FIT市場の需給バランスは21年11月の初回オークションから常に供給が需要を大きく上回っており、FIT証書供出量の急激な減少や需要の大幅な増加は現時点で見込まれないが、今後もしばらくは同様の需給バランスが続くと想定される。また、直近の第3回オークションにおけるFIT証書の売れ残りは約800億kWhであるのに対して、仮に非FIT証書の需給ひっ迫が生じた場合における代替調達必要量は大きく見積もっても200億kWhである為、十分吸収できる量であり、FIT市場への影響は限定的だと考える。
3 代替調達実施に向けた手続きとスケジュール	代替調達を実施する為の手続き、スケジュールについて。	中間取りまとめ、パブリックコメント、告示改正という手続きを実施予定。
4 価格	代替調達する場合のFIT価格の購入価格について。	非FIT証書の上限価格以上

(※) FIT市場は「再エネ価値取引市場」、非FIT市場は「高度化法義務達成市場」を指す。

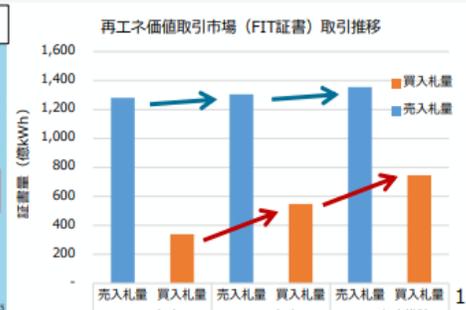
- 今回のアンケート結果から、2025年度については、昨年度に引き続き非FIT証書の需給ひっ迫が懸念される。そのため、**最終オークション前に再度アンケートを実施し、義務履行代替手段の発動有無を最終判断**する必要があると考えている。
- 加えて、第3フェーズ以降の制度設計に際しては、前ページの分析も踏まえ、**中間目標値の設定方法の更なる精緻化**を行うこととしてはどうか。
- また、現状のFIT証書調達による義務履行代替手段は、FIT証書の供給が需要を大きく上回っていることを前提としているが、直近の約定結果から**売入札屋に対して買入札屋の増加が著しいことや、今後義務履行に必要な調達量の増加に伴い、仮にひっ迫した場合における代替調達の必要量の増加**も見込まれる。
- FIT証書の取引市場は、再エネ価値への需要家アクセスの向上を目的として創設されたことを踏まえると、今後、より確実性の高い代替手段の検討を行っていくことが望ましいのではないかと。**

**発動のタイミング・条件 (案)**

- 発動タイミングは、最終オークション前の4月に発動有無を判断する。
- 発動有無の判断指標となる需給バランス見込みは、3月実施予定の事業者アンケートの調達必要量と証書供給余力を元に試算する。
- 他方で、最終オークション前に発動有無を判断することにより、買入平均電圧確保取付市場で得た、本来、高度化法の履行手段として用いられるべきFIT証書に需要が生じていることは、高度化法の趣旨にも反するものがある。
- そのため、FIT最終オークションにおいて、必要調達量を第3回オークションにおけるFIT証書の約定価格等も踏まえた合理的な価格で入札することを代替調達の条件とする。

**論点① 需給対策の可能性**

- アンケート結果を基に、一定の仮定を置いて試算すると、2月末時点での証書の供給余力は20~30億kWh程度、潜在需要は200億kWh程度と見込まれる。
- こうした中で、必要なコストを支払った小売電気事業者が証書を購入できるよう、需給ひっ迫を緩和する方策として、①需要を減らす、②供給を増やす、という2つが考えられる。
- まず、需要を減らすには、2022年度の外部調達義務量を引き下げることが考えられる。しかしながら、年度途中の義務量の引き下げは、事業者の予測可能性を大きく損なわれ、既に義務量を調達した事業者の公平性にも課題を残す。
- 供給を増やすには、調達余力を小売電気事業者による販売分を確保するための需給調整に注力するが、本制度上、小売電気事業者による販売分は認められていない。
- 次に、供給を増やすには、非FIT電源の発電量自体を人為的に増やすことが困難である以上、バーチャルな供給枠を創出せざるを得ない。具体的には、例えば、既に備前済みの2021年度の証書や、新たな創設した「FIT証書相当枠」が考えられる。
- 他方、次回オークションが来月に迫る中、現行制度が予定しない新たな供給を創出することは、現実的でない。
- 以上のことから、特段、新たな需給対策を講じるのではなく、現時点で利用している需給状況を前掲し、第一フェーズの評価の進捗状況について検討することとしてはどうか。
- ただし、何れも需給対策を講じず、一律に配電協議を講じた場合、例えば、現時点で達成率100%の事業者と90%の事業者とで見て、経済性の観点から公平性の課題が生じる点に留意する必要。



# 2027年度・2028年度の非FIT証書市場の上下限価格

## <下限価格（現行：0.6円/kWh）>

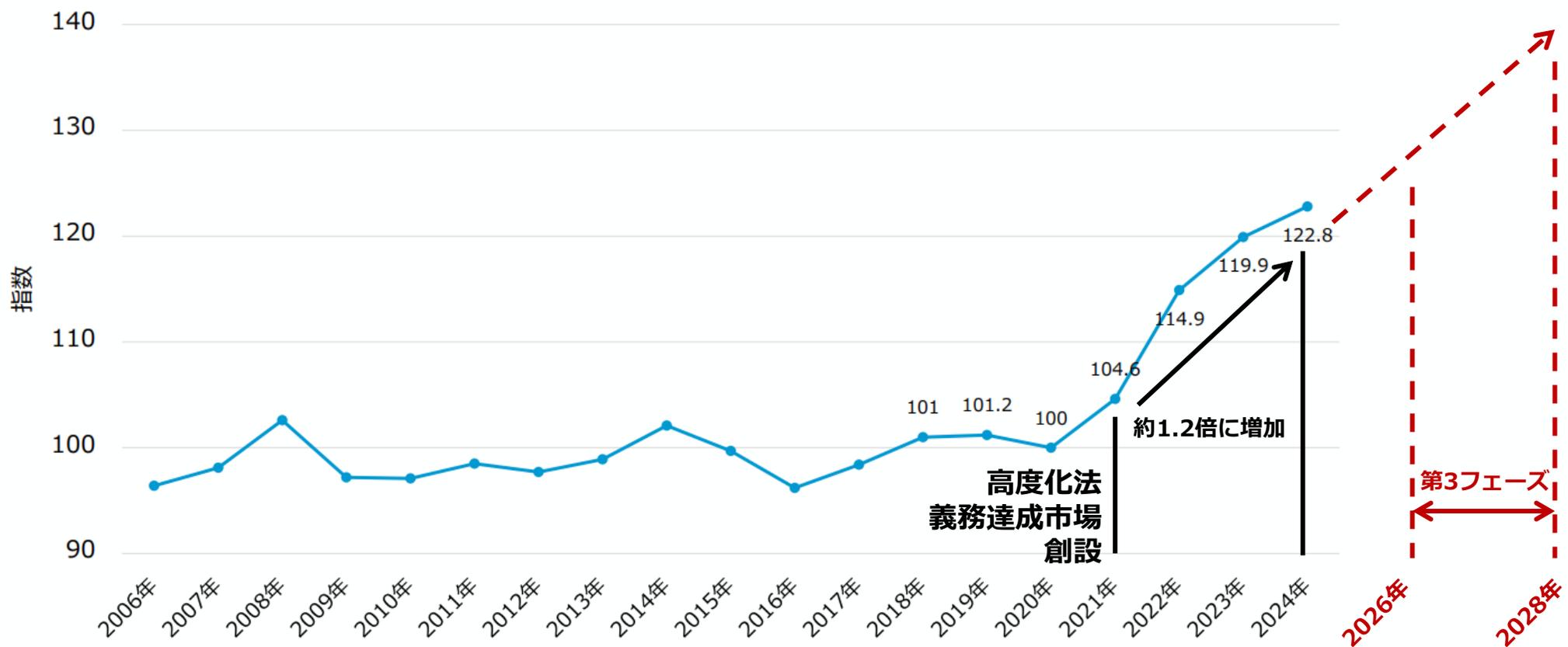
- 前回の御議論において、非FIT証書市場の下限価格は、昨今の物価上昇を踏まえた補正が必要である旨の御意見を頂いた。
- この点、足元の物価状況については、非FIT証書市場の創設時点（2021年度）から直近（2024年度）における国内企業物価指数は約1.2倍に上昇している。このトレンドが今後も継続すると、第3フェーズの最終年度である2028年度には、非FIT証書市場創設時点の1.4倍程度となることが想定される。
- 基本的な方向性で示したとおり、事業者の予見性を確保しつつ、非化石電源の維持・確保に資する水準とすることが重要であることから、上述の物価水準とトレンドを踏まえ、2028年度の非FIT証書市場の下限価格については、現行の0.6円/kWhを約1.4倍し、0.8円/kWhとすることとしてはどうか。
- また、ETSによる火力発電の効率化や燃料転換のインセンティブと、非化石電源の維持・拡大のインセンティブの平仄も考慮すべきという趣旨の御意見も頂いたところ。
- これに関して、ETSの制度開始時点（2026年度）の下限価格は、2025年度の全国平均係数から電力量に換算すると、約0.72円/kWhであることから、前述の0.8円/kWhという非FIT証書市場の下限価格の水準は、ETSによるインセンティブとのバランスも、一定程度、確保できていると考えられる。
- なお、2028年度0.8円/kWhに向けた下限価格の見直しスケジュールは、経過措置料金の議論の状況を見つつ、今後詳細を検討することとしてはどうか。

## <上限価格（現行：1.3円/kWh）>

- 非FIT証書市場の上限価格は、実質的に小売電気事業者の高度化法義務対応の負担の上限となっており、前回の御議論においても、当面、現在の水準を維持することについて、大きな御異論はなかったため、第3フェーズ期間中は現在の水準を維持することとしてはどうか。

# (参考) 国内企業物価指数の推移と第3フェーズにおける見通し

第109回制度検討作業部会  
(令和7年12月12日) 資料3から一部編集



# (参考) 非FIT証書収入の使途

第52回制度検討作業部会  
(2021年6月14日) 資料3

## 証書収入の使途について

- 現行制度では、非化石証書の取引を非化石電源の利用の促進につなげる観点から、非化石証書の販売収入の使途については、以下の整理としている。
  - 対象事業者：旧一般電気事業者であった発電事業者、電源開発
  - 要求内容：
    - ①当分の間の、**非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていく**ような自主的な取組へのコミットメント
    - ②証書の販売収入の使途の**定期的な説明**  
(参考：使途の例)
      - ✓ 非化石電源設備の新設・出力増
      - ✓ 非化石電源を安全に廃棄するための費用等
      - ✓ 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
- 今般の市場制度改革に係り、前回の本部会にて証書収入の使途に関し改めて議論したところ、
  - 非化石電源の拡大には**新設のみならず、既設の維持も大切**
  - **外から見える形で明確な基準が示されていることが必要**などの意見があった。
- 今回は、前回の議論も踏まえ、**①使途の具体的な基準、②使途の定期的な説明の在り方**について御議論いただきたい。

# (参考) ETSと高度化法の関係

第4回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
(2025年12月17日) 資料6から

## 高度化法※との整理

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

- 排出量取引制度の本格導入に際して、高度化法の詳細制度を議論している制度検討作業部会において、高度化法と排出量取引制度の関係について一定の整理が必要であるとの御意見をいただいた。
- 排出量取引制度は、CO2排出量を削減するというインセンティブを、直接排出をする発電事業者に与える仕組み。他方、高度化法は、小売電気事業者に対して一定の非化石電源の調達目標を課すことで、結果として、非化石電源を維持・拡大するというインセンティブを発電事業者に与える仕組み。両者は、アプローチは異なるが、CO2排出に着目し、事業者行動を変容させるためのインセンティブを与える仕組みという点では共通している。
- 発電ベンチマーク検討WGでの議論を通じ、エネルギーの安定供給の確保を大前提に、着実に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていく観点から、第2フェーズにおいては、火力発電に着目したベンチマークを設定し、発電事業者に無償枠の割当てが行われることとなった。これにより、CO2排出源である火力発電の燃料転換や効率改善により火力発電の排出原単位の改善が促進される一方、第2フェーズでは、再エネや原子力等の非化石電源は本制度の中で直接的に評価されない仕組みとなった。
- ただし、2033年度からは発電事業に割り当てられる排出枠の一部又は全部が有償化することとされており、将来的には、火力発電の燃料種や効率にかかわらず、CO2排出量に応じて排出枠を調達する負担が生じることになり、結果として、排出量取引制度の中でも非化石電源を評価できる仕組みとなることが想定されている。
- また、高度化法の目標の達成を後押しする目的で開始された非化石証書制度は、非化石電源が持つ、ゼロエミ価値（排出係数が0kg-CO2/kWhである価値）だけでなく、我が国のエネルギー供給構造の高度化（エネルギー自給率の向上等）に資する価値や、電源の各種の属性情報（電源の種別、立地、運転開始時期等）の表示に係る価値をも顕在化（証書化）することを可能とし、これを通じて非化石電源の維持・拡大へのインセンティブを提供している。
- したがって、こうした高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があるのではないか。

# (参考) ETSの下限価格と非FITの下限価格とのバランス

- 排出量取引制度 (ETS) における下限価格は最低限の削減投資インセンティブが確保されるような水準とされている。
- ETSの排出枠価格 (t-CO<sub>2</sub>) における下限価格 (1,700円/t) を、① LNGの排出係数 (0.000386<sup>※1</sup>t/kWh) と② 全国平均係数 (0.000423<sup>※2</sup>t/kWh) で電力量 (kWh) に換算すると、それぞれ、① 0.66円/kWh、② 0.72円/kWh となり、いずれの場合よりも、見直し後の非FIT証書の下限価格の水準 (0.8円/kWh) の方が高くなっている。

※1 排出量取引制度における、発電事業の燃種別ベンチマーク指標のうち、LNGの上位50%水準の排出係数

※2 温対法に基づく、電気事業者ごとの排出係数の算出時に使用する、令和7年度の全国平均係数

## 2026年度の下限価格

第7回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 (2025年12月19日) 資料3から

- 下限価格は、経済状況等の影響で排出枠の価格が一時的に下落した場合にも、最低限の削減投資インセンティブが確保されるような水準とする必要がある。
- 削減対策は様々なものが考えられるが、なかでも省エネは、運転費用の低減につながるため経済合理性が高く、我が国では国内において工場等を設置する全ての事業者に省エネ法による努力義務が課されている。
- そのため、足下の省エネの対策費用を2026年度における下限価格とする。
- 具体的な価格水準は、省エネJ-クレジットの価格を参照することとし、2024年度時点の取引価格 (※) を踏まえ、1,700円/トンとする。

### 省エネJ-クレジットの価格推移



※ 省エネJ-クレジット価格は、市場開設当初は1,600円程度で推移していたものの、2025年8月時点では5,300円程度まで大幅上昇。上昇後の価格については、排出量取引制度の義務化報道等の影響を受けて、将来的な価格上昇への期待感が織り込まれた価格となっているおそれがあり、足下の削減コストを適切に反映していないと考えられることから、足下における省エネ対策の削減費用は、2023年10月から2024年9月までの市場価格の加重平均値として算定。下限価格は、削減インセンティブが確保される最低限の価格を定めるものであることを踏まえ、100円以下の値は切り上げ。

# 上下限価格の見直しに伴う影響緩和策

- 2027年度・2028年度に上下限価格を見直すことで、これまでFIT証書を調達していた需要家が非FIT証書の直接取引に移行するなど、FIT証書と非FIT証書の需要に変化が生じることが見込まれる。
- 第3フェーズの中間目標値の算定では、非FIT証書の外部供出可能量の算定諸元の精緻化を行い、非FIT証書の直接取引量の控除などの見直しを実施した。
- 上下限価格の見直しによる非FIT証書の需要の変動が、外部供出可能量に与える影響は予測が困難であり、中間目標の算定時における外部供出可能量の想定値と実績値が乖離するリスクがある。
- 仮に、外部供出可能量の実績値が大幅に減少すると、需給バランスが1.0を大きく下回ることで、非FIT証書市場が上限価格に張り付くことや、非FIT証書の不足による代替調達量の増加により、予期せぬ形で、小売電気事業者に急激な負担の増加をもたらすおそれもある。
- このため、小売電気事業者の負担水準の変動を最小限に抑える観点から、上下限価格の見直しを行う場合には、第3フェーズにおいては、2027年度以降の中間目標値の需給バランスを、供給側に一定程度余裕を持たせる需給バランス（例えば、2024年度の水準である1.10）に見直すことが考えられるのではないか。

# (参考) 第3フェーズにおける需給バランスの考え方

第109回制度検討作業部会  
(2025年12月12日) 資料3

- 中間目標値を導入した2020年度以降、証書の過不足リスクや、市場機能の活用等の観点を踏まえ、各年度で需給バランス (= 外部供出可能量/外部調達必要量) と、目標水準 (外部調達比率) を定めてきた。
- 第1フェーズにおいては、売れ残りリスクを勘案しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、需給バランスを1.2程度とした。その後、第2フェーズにおいては、非化石電源の維持・拡大を着実に促進していくという基本的な考え方を踏まえ、毎年度、需給バランスを引き下げ、目標水準を高めてきた。
- そうした中、2024年度においては、結果的に需給バランスが1を下回る結果となった。また、事業者アンケートの結果を踏まえ、2025年度においても、想定需給バランスが1を下回る可能性あるとの分析を御報告した。こうした状況を踏まえると、第2フェーズにおける需給バランス (2024年度は1.10、2025年度は1.05) を元に外部供出可能量を設定した場合、外部供出可能量の算定諸元の想定値の誤差の程度によっては、需給バランスが1を下回る可能性が生じてきていると考えられる。
- そのため、(これまで議論したように) 外部供出可能量の算定諸元の想定を精緻化を行うことが必要であると考えている。その上で、これまで、非化石化の更なる促進に向けて、年々需給バランスを引き下げるとの運用を行ってきたが、この精緻化の効果を見極めるために、今年度については、需給バランスの引き下げを行わないこととしてはどうか。こうした考え方の下、2026年度の需給バランスについては、1.05とすることとしてはどうか。